

# 野焼きによる火災に**注意!!**

野焼きが原因の火災が発生しています!!

## 火災の事例

- ・野焼きの火の粉が山側にとび火し**山火事**になった。
- ・野焼きの火の粉が**自宅**にとび火し**全焼**した。
- ・野焼きの炎が自分の**衣服に着火**し**やけど**を負った。

野焼きは下記のもの等を除き**原則禁止**です!!

## 焼却が認められるもの(例)

- ・暖をとるためのたき火や**キャンプファイヤー**での木くずの焼却。
- ・**地域行事のお札やしめ飾り**の焼却。

焼却が認められているものでも次の点に**注意**してください

## 焼却行為を行う場合は消防署へ届出が必要です

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生する恐れのある行為の届出書」の提出をお願いします。

※消防署への届出は**焼却行為を許可するものではなく**、火災とまぎらわしい行為を**消防署が把握**するためのものです。

届出をしても通行人等から119番通報があった場合は、消防車両が出動し、下記の注意事項を守っているか確認します。

(届出は、最寄りの消防署・出張所での受付のほかに、インターネットによる電子申請が可能です。)

## 焼却する際の注意事項

- ① 枯草等のある火災が起こりやすい場所では行わない。
- ② 焼却中はその場を離れず、離れる時は必ず消火する。
- ③ 強風時や乾燥時は行わない
- ④ 消火用具(水バケツ、消火器等)を必ず準備する。
- ⑤ 多量の焼却は行わない。

お問合せ 山形市消防本部予防課 023(634)1195